

令和6年度 石川県介護未経験者採用・定着促進事業費補助金 交付申請等について

1. 補助金の内容

県内における介護人材の確保を目的に、介護未経験・無資格者（以下、被雇用者）を採用し、介護職員として定着できるよう新規採用者育成計画に基づくOJT・Off-JT、定期面談・評価の実施と介護職員初任者研修または実務者研修の受講により、被雇用者を育成する介護保険事業者に対し、育成期間にかかる雇用経費及び研修受講料の一部を県が支援する。

※本事業において「介護未経験」とは、対象施設・事業所での介護職員としての実務経験が1年未満（雇用期間が通算365日未満）の方としています。なお、転職者だけでなく、新卒も対象です。

※本事業において「無資格者」とは、介護職員初任者研修以上の研修を修了していない・同等以上の資格をお持ちでない方としています。

2. 補助対象となる法人

次の①②いずれかを満たす事業者

- ①「いしかわ魅力ある福祉職場認定制度」の認定を取得している介護保険事業者
- ②「いしかわ魅力ある福祉職場認定制度」の認定取得に向けた「宣言書」を県に提出している介護保険事業者で、新規採用職員に対するOJT・Off-JT、定期面談・評価等について定めた新規採用者育成計画等を策定している法人

3. 予算額 15,000千円（R6）

※補助金の交付申請が予算額に達した場合は、新規申請の受付を中止する場合や、補助金を減額する場合がございます。本補助金は令和6年度で終了予定です。

4. 補助基準額（1法人あたりの上限額）

（1）雇用に要する経費 上限 500,000 円
雇用開始から6か月間の被雇用者の雇用経費のうち3か月相当分

（2）介護職員初任者研修または実務者研修受講に要する経費 上限 100,000 円
事業者が研修事業者へ直接・間接的に支払った被雇用者の研修受講費用

※研修の受講費用を被雇用者へ支給している場合はその金額が補助対象

※いずれも実支出額が補助基準額を下回る場合は、実支出額が補助金額。なお、千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額

※他事業による補助金等の交付を受けている場合は補助事業に要する経費から、その額を控除します。

5. 補助金交付の条件

被雇用者に対し、採用直後から6か月※の間に次の①～③を満たすこと。

※初任者研修を受講させる場合は6か月。実務者研修を受講させる場合は9か月

- ① 対象施設・事業所において、被雇用者に対して、新規採用者育成計画等に基づき「OJT・Off-JT」「定期面談・評価」を実施すること。

OJT・Off-JTについて

段階的な到達目標や育成内容を明確にし、被雇用者に対するOJT・Off-JTを実施すること。

定期面談・評価について

面談項目や評価項目が法人の規定等により定められている面談・評価を概ね3カ月に1回以上実施すること。また、面談・評価結果が管理されていること。
※単に、話し合いの場を設け、面談実績が管理されていないものは不可。

対象となる被雇用者

採用前に下記対象施設・事業所において介護職員として勤務経験が1年未満であること
雇用開始時点で介護職員初任者研修と同等以上の研修を修了していないこと。また、介護職員初任者研修又は介護職員初任者研修と同等以上の資格を有していないこと。

対象施設・事業所（石川県内に限る）

- 訪問介護事業所 ■訪問入浴介護事業所 ■通所介護事業所
- 第一号訪問事業及び第一号通所事業を実施する事業所 ■通所リハビリテーション事業所
- 短期入所生活介護事業所 ■短期入所療養介護事業所 ■特定施設入居者生活介護
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ■介護老人保健施設 ■介護療養型医療施設
- 介護医療院 ■定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ■夜間対応型訪問介護事業所
- 認知症対応型通所介護事業所 ■小規模多機能型居宅介護事業所
- 認知症対応型共同生活介護事業所 ■地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 ■複合型サービス事業所
- 地域密着型通所介護事業所

- ② 被雇用者に介護職員初任者研修または実務者研修を受講させ、被雇用者が修了すること。また、受講費用について事業者が一部または全部を負担すること。
- ③ 補助事業完了時点で被雇用者の雇用が継続していること。

6. 事業の流れ

① 事前着手届・公表情報の提出

※事前着手届（様式第2号）を提出することで、③交付決定前に事業着手ができ、福サポいしかわ・ハローワークの求人票へ「石川県介護未経験者採用・定着促進事業」の対象である旨を記載することができます。（P5. 「7 ハローワークへ求人を提出する際の注意点」をご参照ください。）

※公表情報について、県HP等で求職者向けに情報を掲載

② 介護未経験・無資格者（被雇用者）を採用後、補助金交付申請書（様式第1号）の提出

③ 県は申請書を審査のうえ、交付決定。

④ 事業者において、被雇用者の育成を実施

○申請書に変更が生じた場合

※対象者が増加・減少した場合など補助金額の変更の場合

i 変更申請書（様式第3号）の提出

ii 県は変更申請書を審査のうえ、変更交付決定

⑤ 事業者は、事業完了後、県へ補助金実績報告書（様式第4号）を提出

⑥ 県は⑤を審査のうえ、補助金の額を確定し、事業者に通知

⑦ 事業者は、補助金精算請求書（様式第5号）を提出

⑧ 補助金の交付

※育成計画の開始時期により、補助金の対象年度や申請時期が異なりますので、詳しくは以下の表をご参照ください。

「介護未経験者採用・定着促進事業」対象年度・申請時期・対象経費・要件等について

[対象年度・申請時期]

事業開始年度	研修の種類	育成事業計画期間	申請時期			
			事前着手届※ (公表情報)	事業計画	補助金交付申請	実績報告
R5	全て	～令和6年3月31日に開始し 事業の完了が令和6年度になるもの	対象者の雇用開始前	雇用開始日から 30日以内	令和6年4月1日か 雇用開始日から30日以内 の遅い方まで	事業終了後 30日以内
R6	介護職員 初任者研修	令和6年4月1日～令和6年10 月1日に事業を開始し、令和6年 度以内に完了するもの	対象者の雇用開始前	雇用開始日から30日以内		事業終了後30日以内か 令和6年3月31日 の早い方まで
	実務者研修	令和6年4月1日～令和6年7 月1日に事業を開始し、令和6年 度以内に完了するもの				

※ 事前着手届の提出は補助金の交付決定を担保するものではありません。

[対象年度・必要書類]

事業開始年度	研修の種類	事業計画期間	必要書類			
			事前着手届 (公表情報)	事業計画	補助金交付申請	実績報告
R5	全て	～令和6年3月31日に開始し 事業の完了が令和6年度になるもの	事前着手届 (様式第2号)	事前着手届 (様式第2号) ○別紙1-1 ○添付資料 ・新規採用者計画等 ・OJT・Off-JT、面談・評価の 実施内容がわかるもの ・被雇用者の職歴、雇用状況が わかるもの ・其他必要な書類 (※事前提出必須)	○補助金交付申請書 (様式第1号) ○別紙1-1～別紙1-4 ○添付資料 ・新規採用者計画等 ・OJT・Off-JT、面談・評価の 実施内容がわかるもの ・被雇用者の職歴、雇用状況がわかるもの ・其他必要な書類 ※事業計画提出時と変更ないものは省略可	○実績報告書 (様式第4号) ○別紙4-1、別紙4-2 ○添付書類 ・事業完了時点の被雇用者の雇用状況 がわかるもの ・OJT・Off-JT、面談・評価の実施 日、 内容等がわかるもの ・介護職員初任者研修修了証の写し 及び事業者が負担した受講料がわ かるもの ・其他必要な書類
R6	介護職員 初任者研修	令和6年4月1日～令和6年10 月1日に事業を開始し、令和6年 度以内に完了するもの	事前着手届 (様式第2号)	○補助金交付申請書 (様式第1号) ○別紙1-1～別紙1-4 ○添付資料 ・新規採用者計画等 ・OJT・Off-JT、面談・評価の実施内容がわかるもの ・被雇用者の職歴、雇用状況がわかるもの ・其他必要な書類		
	実務者研修	令和6年4月1日～令和6年7 月1日に事業を開始し、令和6年 度以内に完了するもの				

[対象経費・補助要件] ①・②の両方を満たす必要があります。

① 被雇用者に対する「OJT・Off-JT」「定期面談・評価」		② 介護職員初任者研修 (もしくは実務者研修) の受講・修了	
補助額 (1法人あたりの上限)	50万円	補助額 (1法人あたりの上限)	10万円
補助対象経費	被雇用者の給料 (賞与や通勤手当等各種手当は対象外)	補助対象経費	研修受講料のうち事業者が負担した分
補助要件	事業計画期間内に被雇用者に対し、法人の新規採用者育成計画に沿った「 OJT・Off-JT」「定期面談・評価」を実施すること ※「OJT・Off-JT」は具体的な育成目標に向け、育成内容を明確にして実施していること。「定 期面談・評価」は手順書や所定の様式に基づいて概ね3か月ごとに1回以上実施していること	補助要件	事業計画期間内に被雇用者が研修を受講・修了すること。また、受講に係 る経費を事業者が全部または一部負担すること。

7. ハローワークへ求人を出し出す際の注意点

ハローワークの求人票に本事業の対象求人である旨を記載する場合は、ハローワーク求人部門へ、以下2点についてお申し出くださいますようお願いいたします。

- ・ 補助金対象期間中の労働条件と、求人票記載の労働条件との相違の有無
- ・ 求人が、本補助金対象者の限定求人か否か

8. 事務手続きの流れ・必要書類

県ホームページをご確認ください。

掲載先: (<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/kaigomikeikenjigyo/kaigomikeikenjigyo.html>)

【 担 当 】 石川県健康福祉部厚生政策課福祉人材・サービスグループ

住 所 : 〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 - 1

電 話 : 076-225-1419 F A X : 076-225-1409

メー ル : fukushiinzai@pref.ishikawa.lg.jp